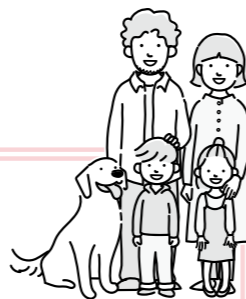


飼い犬に関する届け出について

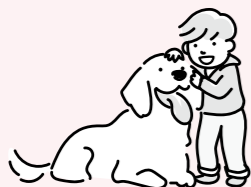
飼い犬の登録、狂犬病予防接種は法律で定められています。犬を飼い始めた場合や、犬の登録内容に変更があった場合は、届け出が必要です。^(※)



犬を飼いだめるとき

狂犬病予防法により、犬の飼い主は生後 90 日を経過した犬に生涯一度の登録が義務付けられています。

登録手数料は 3,000 円です。登録した犬に鑑札を交付します。



※マイクロチップを装着し、環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録している場合、マイクロチップが鑑札とみなされますので、役場での登録手続きは必要ありません。また、登録内容に変更があった場合（犬の死亡や住所変更など）も、環境省の情報を修正してください。

飼い主又は飼い犬の住所が変わったとき

大豊町から別の市町村へ住所を異動したときは、新しい住所地で変更届を提出してください。

犬の飼い主が変わったときや別の市町村から大豊町へ住所を異動したときは、地域福祉課健康づくり班へ登録変更届を提出してください。



飼い犬が死亡したとき

登録していた犬が死亡した場合は死亡届を提出してください。



飼い主に守ってほしい 7 箇条

動物をペットとして飼うときには、動物を最期まで責任を持って飼うとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。



- 1 動物の種類に応じた飼い方をし、健康と安全に気を配り、動物がその命を終えるまで責任を持って飼いましょう。
- 2 排泄物などで近隣の生活環境を悪化させたり公共の場を汚さないようにしましょう。また、適切なしつけや訓練をして他人に迷惑をかけないようにしましょう。
- 3 災害時に一緒に避難ができるよう日ごろから準備と訓練をしましょう。
- 4 むやみに繁殖させないよう不妊・去勢手術をし、適切な管理ができるようにしましょう。
- 5 人と動物の双方に感染する病気があります。放し飼いをしないようにしましょう。
- 6 飼っている動物が逃げ出したり迷子になったりしないよう対策をしましょう。
- 7 マイクロチップや迷子札などで所有者を明らかにしましょう。

また、犬や猫などの愛護動物を捨てることは法律違反となり 1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられます。

無責任な飼い方をして不幸な動物を増やさないようご協力をお願いします。

問い合わせ先 地域福祉課 健康づくり班

予防接種に関するお知らせ

① 定期予防接種（公費負担）について

高齢者肺炎球菌ワクチン

対象者	満 65 歳
自己負担額	3,900 円
接種回数	1 回
接種期限	66 歳になる前日

○対象者には誕生月の翌月に予診票をお送りしますのでご確認ください。

定期帯状疱疹ワクチン

対象者	年度年齢 65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳（5 歳刻み）
自己負担額	水痘ワクチン（生ワクチン）3,000 円 帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）7,000 円/回
接種回数	生ワクチン 1 回、または不活化ワクチン 2 回
接種期間	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月 31 日

○対象者は 3 月末に予診票をお送りしていますのでご確認ください。

② 任意予防接種（接種費用の一部助成）について

【町内医療機関】大杉中央病院・大田口医院・高橋医院

- 予診票は町内医療機関にあります。
- 接種をご希望の際は事前に医療機関にご予約ください。
- 接種費用：助成金額を差し引いた金額を医療機関でお支払いください。（下記の表を参照）



任意接種が受けれるワクチン

おたふくかぜワクチン

対象者	2 歳以上 7 歳未満
助成金額	5,000 円 （接種金額 6,500 円のうち）
自己負担額	1,500 円
接種回数	1 人 2 回

任意帯状疱疹ワクチン

★接種するワクチンは 2 種類から選べます。

助成の利用はどちらかのワクチンで生涯 1 回に限ります。

対象者	接種時点で 50 歳以上の方	
	ワクチン種類	接種時点で 50 歳以上の方
	水痘ワクチン（生ワクチン）	帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）
助成金額	5,000 円 （接種金額 9,000 円のうち）	10,500 円 （接種金額 21,000 円のうち）
自己負担額	4,000 円	10,500 円
接種回数	1 回	2 回
接種間隔	接種から約 5 年有効	接種から約 10 年有効

令和 8 年度より、高齢者肺炎球菌ワクチンの助成は町内の医療機関のみとなります。

高齢者肺炎球菌ワクチン

助成金額	6,000 円 （接種金額 12,000 円のうち）
自己負担額	6,000 円

【対象者】

- 本町に住所を有する 65 歳以上の方で、次のいずれかに該当する方
- ① 定期接種の対象年齢での接種が 1 回もできなかった方
 - ② 定期接種により 1 回接種した方が、その接種から丸 5 年経過し、2 回目の接種を希望する方
 - ③ 大豊町の助成により接種した方が、その接種から丸 5 年経過し、接種を希望する方（1 回のみ）

【予防接種で副反応が起こったときの救済措置（補償制度）について】

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）は起こることがあります。定期接種・臨時接種による健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく救済「予防接種健康被害救済制度」が受けられます。（任意接種であれば「医薬品副作用被害救済制度」の適応となります。）予防接種を受けたときに大豊町に住所があった場合は、下記までご相談ください。

接種については病院の医師と必ず相談の上、接種しましょう。

問い合わせ先 地域福祉課 健康づくり班 6